

○国土部会長 それで時間になりましたので後半の議論を開始します。後半からは公開で議論を行いますそれでは、議題3、その他、第8次医療計画・令和5年度予算事業等について、事務局より説明をお願いいたします。

○後藤看護サービス推進室長 はい、看護課後藤でございます。資料4のその他をご覧ください。1つ目は、第8次医療計画についてでございます。おめくりいただきまして、4ページ目をご覧ください。ここから3枚は前回の部会でご議論いただきました資料になっております。まず、第8次医療計画等に関する意見のとりまとめの抜粋になっております。黒い太文字の一番下の方を見ていただきますと、都道府県ごとの特定行為研修修了者その他専門性の高い看護師の就業者数の目標値を設定する、ということ意見をのとりまとめの中にいれていただいております。

おめくりいただきまして5ページ目をご覧ください。こうした目標値の考え方につきまして前回の部会でご議論いただきました。目標値の設定の考え方、青い枠の中でございますけれども、指定研修機関数、協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえて、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めてはどうか、というこちらの内容は前回の部会でご承認いただいたものと認識しております。具体的には、下の丸の3つでございますけれども、在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進、2つ目に新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保、3つ目に看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進という3つの観点でございます。

おめくりいただきまして、6ページ目、さらに具体的な目標値をどのように算出していくかということの具体例についてお示ししております。こちらにつきましては、例えば在宅・慢性期領域であれば、一定規模以上常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに各1名を配置する、2つ目でございますけれども、新興感染症等の有事に対応可能な就業者数については例えばICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において2名以上配置するなどということが考えられると思います。一番右側の3つ目ですけれども、医療機関におけるタスク・シフト/シェアにつきましては、ここはやはり医療機関それぞれでどういったことをタスク・シフト/シェアしていくのかという考えがそれぞれということで、医療機関にニーズ調査をしていただいてそれぞれの医療機関の意向を確認していただくということが必要かなと考えております。こうした具体的なことを国としてもお示ししておりますが、最終的には都道府県の方でご検討していただき、これにプラスα、追加の視点を入れていただいて、最終的に修了者の目標を立てていただければと考えております。続きまして7ページ目をご覧ください。こちらは、参考でございますが、今後都道府県に修了者数の目標を立てていただくにあたって、足下の数が非常に重要になってくるかと思っております。足下数につきましては、以前からもございますけれども医療従事者届で特定行為研修修了者の全数を把握できるということになっておりますが、それを補完するものとして、国の方で調査も実施してござい

す。この7ページの資料のn数につきましては、回収率の関係で現在の6000名超に対して一部の修了者の調査の結果となっております。こちらにつきましては、就業場所の傾向というものは変わらないかなと考えておまして、やはり病院が一番多く74.8%、次いで訪問看護ステーションが5.3%、という状況になっております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。こちらは今回新たな資料となっておりますが、厚生労働省では、医療計画全体の指針は局長通知として発出させていただきますが、これまでのご議論を踏まえまして特定行為研修の目標部分におきましては、より具体的に留意事項といたく形で看護課長通知を発出させていただきたいと考えております。その看護課長通知の案ということで今回8ページ目、9ページ目、10ページ目ということでお示しをさせていただいております。

まず、一つ目ですが、医療計画に記載する事項、これは繰り返しになりますが、研修体制の整備に向けた具体的な計画と就業者数の目標ということ。それから2番目、計画の策定に当たっての留意事項ということで、計画のプロセスをなぞったような形になっておりますが、まず1つ目には、制度等の普及状況について都道府県に把握していただきたい、ということです。その際には、地域における特定行為研修等の普及状況を客観的に把握するという意味で従事者届の集計データ、指定研修機関数等の国が提供するデータ、加えて独自調査等のデータが考えられると思います。続きまして、こうしたデータを基に(2)として課題の抽出をしていただきたいと思います。県内で指定研修機関の数が十分にあるのか等の観点で、それぞれの都道府県において分析を行っていただきたい、と考えております。

続きまして、9ページ目でございます。こうしたことを踏まえて最終的には3点目に数値目標ということで、ここは先ほど6ページ目でご説明した内容を具体的に落とし込んだというものになっております。

続きまして、10ページ目でございます。4、施策です。目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要、ということで、目標値を立てるということが目的ではなくて、やはりそれを達成するための施策を展開して推進するということが重要になります。ここに書いてありますように数値目標で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的にご活用していただきたい、と考えております。

そして、最後5番目ですけれども、しっかり評価もおこなっていただきたいということで、ここに書いてある記載は医療計画全体の流れと同じ流れになっておりますけれども、例えば、進捗状況の評価については1年毎に行っていただきたい、ですとか指標の状況につきましては、少なくとも3年毎に見直しをしていただきたい、というようなことが書いてございます。医療計画の中身については以上になります。

次に令和5年度の予算事業についてご紹介させていただきます。12ページをご覧ください。研修機関支援事業でございますけれども、こちらは継続の事業となっております。左側が導入促進支援事業ということで新たに指定研修機関になる、なろうとしている医療機関等に対する補助になっております。それから右側の方が、指定を受けた後の運営についての補助をするという事業になってございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。こちらは指導者育成事業になっております。こちらにも継続事業です。特定行為研修の指導者になっていただくという時にはこの指導者育成研修を受けることが望ましいということをお願いをしております。この研修の開催の方につきましては、公募によってですけれども開催者に対する補助というものを実施しております。1つは指導者等の育成。それからもう1つ、一番下でございますけれども指導者リーダーの育成、こちらの講習についても補助を行っているところでございます。

続きまして14 ページ目をご覧ください。こちらは指定研修機関等施設整備事業になっております。例えば、カンファレンスルームとかeラーニングを設置するための整備といったハード面での補助を実施しております。

続きまして15 ページ目をご覧ください。こちらは令和5年度の新規の予算事業ということになっております。この資料の右下の方をご覧くださいただければと思いますが、こちらの部会でも、前回、前々回とご議論いただいたところですが、研修を修了した看護師がなかなか十分に活動ができていないという実態があったかと思えます。そうしたことを踏まえて、1の事業の目的の丸の4つ目をご覧くださいただければと思いますが、太字のところがございます。組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援するという事業でございます。2の事業の概要等のところをご覧くださいますと、①ですが、指定研修機関である医療機関等に対して、継続教育、看護師の継続教育の一環として3年目以降等の看護師全員に共通科目の学習機会を提供するEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助するというものでございます。併せて右側のグレーのところの一番上をご覧くださいますと、特定行為研修推進委員会の設置もお願いしたいと考えております。組織として修了者をどのように配置をしていくのか、もっと基本的なところ言えば、組織内での共通の手順書を作りましょうというところから、組織内で修了者をより活躍していくための意思決定をしていただく機関としてこうした委員会を設置していただきたいと考えております。

一方で②の事業でございますが、①の事業は、イメージといたしましては、各県1カ所でおおよそ47カ所程度、モデル的に実施するというのを考えておりますけれども、このようにモデル的にご参加いただいた指定研修機関の横のつながり、お互いにどんなことをされているのか、ということの情報交換の場、という意味で、本事業の周知を目的としたシンポジウムと本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催していただく事業というものを予定しております。

続きまして、16 ページをご覧ください。こちらは都道府県に設置されております医療介護総合確保基金のご紹介でございます。こちらは特定行為研修に特化したものではございませんけれども、県の方に基金がございまして、この財源を活用して特定行為研修の推進についても活用いただけるという意味でのご紹介でございます。右側の下の緑のところをご覧くださいますと、医療介護総合確保基金は、ギリシャ文字のIからVIまでの事業について使える、これが対象事業になる、ということでございます。

おめくりいただきまして17 ページをご覧ください。只今ご紹介したIからVIまでのより

具体的な内容を示した資料になっておりますけれども、特定行為研修の推進につきましては、17 ページの下のⅡの居宅等における医療の提供に関する事業の中のさらに真ん中ですね、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業ということで、ここで特定行為研修の推進、特に訪問看護ステーションの方への支援ということで活用いただくことができます。

おめくりいただいて 18 ページ目でございます。医療従事者の確保に関する事業という中で、真ん中あたりに看護職員等確保対策というのがございます。新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施、というものが対象となっております、例えば特定行為研修の受講費の補助や代替職員の確保といったものについて対象とできるといったものになっております。あと、一番下の勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業につきましても、一番下のタスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進ということで、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの計画を立てた中に特定行為研修が入っているという場合についてはご活用いただけるものと認識しております。

最後 19 ページ目でございます。今、ご紹介した基金の中で具体的にどのメニューで特定行為研修の養成に取り組むことができるか、といったものをまとめた資料になりますので、こちらはご参考までです。只今、ご紹介させていただきましたこの令和 5 年度の予算ですけれども、今国会の方で審議中でございまして、このスキーム自体をこれから修正するということにはなりませんけれども、今後これらの予算を執行するにあたって、こういった留意点があるのなど、今後に向けてのご意見等がございましたら、お寄せいただければと考えております。事務局からは以上です。

○国土部会長 はい、ありがとうございます。説明が 2 つにわたりましたので、まずは第 8 次医療計画の部分についてご意見、コメント等ありましたら。

目標値設定というのがありましたが、これは具体的にいつ頃までに誰が、都道府県がやるということでしょうか？

○後藤看護サービス推進室長 はい、その通りでございます。来年度 1 年かけて都道府県が医療計画を立てるということになっておりますので、その中で特定行為研修のこの体制整備についてもご検討いただきたいと思います。

○国土部会長 来年度調査をするということでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 はい、来年度 1 年かけて都道府県が策定する中で調査も実施するということです。

○国土部会長 医療機関から見れば、どういう受け止めになるのでしょうか？ニーズを出すということは、ニーズ、イコール目標のような気がしますけれども。医療機関にもそういうのを出すということになりますでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 そうですね。はい。

○国土部会長 はい、春山委員、ご発言ください。

○春山委員 医療計画ということですが、課長通知のところでもよろしいでしょうか。課長通知ということで特定行為研修の整備が進んでいくことになると思うのですけれども、普及をして課題を明確にし目標を立てて県が実行するといったところで、周知して受講者を

確保してその人たちが就業することがまずあるのだろうとは思いますが、今の状況等を考えますと受講する人を増やすことプラスその方たちが特定行為研修を修了して、そのことを生かして職場で活躍して定着していくということが非常に重要であり、課題となっていくと思っています。ですので、施策のところにはフォローアップということがあがっていますが、都道府県は就業する人を増やすということだけではなくそういう人たちがそれを生かして定着していくという視点もしっかり入れて評価し、その結果、活動体制への支援のことですか、フォローアップの支援が必要だとなり、定着支援事業のほうにつながっていくというそういう流れになるといいのかなと思いました、以上です。

○国土部会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。7ページの表ですけど、就業場所別というのがありますが、未就労が0.3%しかなくて、不明をいれてもまあ、修了者の8割以上は勤務しているということしかわからないですよ。勤務はしているけれどもスキルを生かせる部署にいるかははっきりしてないということでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 はい。

○国土部会長 中尾委員どうぞご発言ください。

○中尾委員 はい。中尾でございます。あのただいまの説明の7ページの各県における修了者数の件でございますが、この医療従事者届けで数を調べるとなるとかなり時間がかかると思うんですけど、あのそうすると例えば来年度で各県で就業者数を把握するとなるとなかなか現実的には厳しいような気がするんですけど。その辺はいかがでしょう。

○後藤看護サービス推進室長 事務局でございます。業務従事者届けですけれども2年に1回の調査でして本年も1月に調査をさせていただいております。その調査の公表時期がいつになるのかということですが、少なくとも来年度中には公表されるものと認識しております。都道府県の計画を立てるスケジュールとは若干前後するかもしれませんが、少なくとも来年度中には都道府県はしっかり数字を入手をして最終的には反映をできると考えております。

○国土部会長 今回の調査では特定行為研修を受けたかどうかというのは。

○後藤看護サービス推進室長 入っております。はい。

○国土部会長 他にご発言はありますでしょうか。はい仙賀委員お願いいたします。

○仙賀委員 すいません、あの、せっかくこの会議に出させてもらっているのに、日本病院会の仙賀といいます。これだけ多くの特定行為の研修を終えた看護師がそれぞれの病院に配置されておそらく活躍されている方もおられるでしょうし、あの受けたんだけど実際は活用できていない方もおられるかもしれませんが、自分が病院のなかにおいて、どの看護師がどの特定行為研修をうけてどうなの、というのをいつもはそばにいればわかると思うんですけど、病院全体眺めてみて自分がトップだったという場合ですね、名札をみてもわからない、何を見てもわからない、ぱっと頼もうと思ってもどの特定行為を終えてるの、というような迷いがすごい出ると思うんですけども、そういう場合に患者さんもこの看護師は特定行為研修のこの区分を終えた看護師だから十分看護師さんにお任せしていいんだよ、というような認識を深めるためにも職場で何らかの形でわかるような、名札の横になんか赤い点をつけるとか区分によっていろいろ目印をつけるという、一般の人や、というか同僚の医療従事者にもわかるという風に思いました。どうでもいい話かもしれませんが、以上です。

○国土部会長 はい、非常に重要なことかと思いますが、これについて何か制度化とかあるんでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。大変重要なお指摘だと考えております。私どもで、修了者の方たちにこういった、そのわかりやすい形でのものを国としてなにかお示ししているものはないですが、個別の医療機関の取り組みとして、先生がおっしゃってございましたような名札に修了生であることがわかるような形のようなものをつけている、こういった区分がわかるような、区分名がかなり長くなってしまいますけどもつけているという事例ですとか、ユニフォームもちょっと形を変えてぱっとわかるようにしてというような事例を実は伺っております。他の医療機関でもこうした事例をご参考になさっていただくとよろしいのかなと思います。

○国土部会長 これを厚労省としては出せないのでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 そこは、医療機関それぞれが、工夫をいただいた方がいいのかなとは思っております。

○国土部会長 そうですか、私はあったほうが良いと思います。やはり研修を受けた、修了した方のなんといいですか、これも一つのインセンティブですし励みになると思います。それを目標に、これを差し上げるといいですよ。手当ももちろん大事ですけど、名誉でもありますしそういうのがあっていいのかなと思います。法令上だめってということではないですよ。

○後藤看護サービス推進室長 そういったことはございません。

○国土部会長 それは是非検討いただきたいなとも思いますが。春山委員どうぞ。

○春山委員 今のことでですけど、自治医科大学で研修機関を始めて修了者が出たとき医師からそのことが出まして、自治医科大学では指定研修機関としてバッチを作り修了者がわかるようにしています。そういったことも指定研修機関が行うのか特定行為研修の修了者がいるそれぞれの機関が行うのか、体制作りの一つなのかなと思っています。

○国土部会長 はい、ありがとうございます。日本全国一律にやるか、都道府県別にやるか議論はあるかもしれませんが、はい、酒井委員どうぞ。

○酒井委員 はい。ありがとうございます。今の話題と別の話題でもよろしいでしょうか。

○国土部会長 どうぞ

○酒井委員 特定行為研修を受講する期間のあいだの補充の人員に関してのことなんですけれども、特にこれから訪問看護ステーションとか介護保険施設、長期療養病院等で特定行為研修を修了させるとなったときに、研修に出ている間の看護職員の補充については、先ほどこっちのご説明はあったんですけども、大学病院等は補充の申請等もしやすいと思うんですけども訪問看護ステーション等はそもそも訪問看護師さんが少ない状況もあり、具体的にどんな風に補充をその期間するのかなっていくところが見えづらいように思いましたが、なにかお考えがあるようでしたら教えていただきたいなという風に思いました。

○国土部会長 はい、どうぞ。

○後藤看護サービス推進室長 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。訪問看護ステーションの方が研修に行くときに、看護職員が少ない中ですので結局その方が研修に

行くとその分埋めたいと、いうことはあると思ひまして、先ほどご紹介させていただきました医療介護総合確保基金の中で、代替職員確保というものも補助対象としております。これについては県がどのような形でやっているかというのはそれぞれかなという風には思ひますが、基本的には訪問看護ステーションで臨時の方を雇っていただくということになると思ひますが、おそらく代替職員の方を探すのが非常にまた難しいというような課題もあると認識しております。例えばそういったことをコーディネートしてくれて派遣してくれるとかそういった仕組みがあるとよりいいのかなと考えます。最終的に都道府県の方でこういったスキームがあるのかそれぞれお考えがあると思ひますので、県にもそれは含めてご検討いただきたいと考えております。以上でございます。

○国土部会長 はい。ありがとうございます。10 ページにありますよね、代替職員の経費補助というのが入ってはいるんですね。

○後藤看護サービス推進室長 入っております。

○国土部会長 ただ経費があっても、人が見つかるかどうかということでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 そうですね。はい。

○酒井委員 よろしいでしょうか。あの、では今のお答えによりますと、県ごとにロジを作って行うというそういうお話と伺いましたが、そういう理解でいいでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 はい。

○酒井委員 そうするとかなり指定研修機関と県と送り出す訪問看護を統括する団体とが県レベルでここに向けて話し合っただけでスキームを作ったほうがいいというお考えということでしょうか。

○後藤看護サービス推進室長 そこは最終的にはすいません都道府県がどう考えるかというところかなと思ひます。

○酒井委員 わかりました。ありがとうございます。

○国土部会長 都道府県で相談していただくと。

○後藤看護サービス推進室長 はい。基金を活用していただくということでは、そうです。

○国土部会長 追加の令和 5 年度の予算事業のほうでも結構ですがご発言がありましたらお願いします。中尾委員からどうぞご発言ください。

○中尾委員 はいありがとうございます。中尾です。15 ページのですね、組織定着化支援事業の件でございますが、ちょっとわかりづらいつい感じがしての質問になります。あの例えば 1 番の医療機関等全国で約 47 カ所という風に書いてございますが、これは各県で一つという 47 でしょうけど、例えば各県でばらつきがございますよね、あの指定機関も。そうすると 47 というところでもきれいに区切られるのか、1 県一つで、それが一つです、質問として。それからその 2 番の支援団体に関する質問なんですけれども、各県で一つの 1 番で言われた 47 の医療機関を支援する、参加するという支援団体というのはいくつぐらいを想定されているのでしょうか。例えば私全日病なんですけど、全日病がこういう支援団体になりうるものなのでしょうか。で、ちょっとその 2 点まずお伺いしたいと思うのですが。

○後藤看護サービス推進室長 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。①の事業の実施箇所数でございますけれども、1 県 1 カ所と申し上げましたところですが、予算上

47カ所程度を確保しているということになっておりまして、必ず1県1カ所でなければならないというものではありません。どうしても1県2カ所になってしまったらだめですという仕組みではございません。①の方は、灰色の部分に示しております、こちらはまだ最終ではございませんけれども、補助要件というものを満たして実施していただける指定研修機関である医療機関から手上げで申請していただくということになりますので、その手上げの数によって上下するという、そういったバッファのあるものになっております。予算の総額が決まっておりますのでその中での調整ということになります。それから2つめのご質問ですが、支援団体の方ですがこちらは1カ所でございます。こちらは①と異なりまして、公募で実施をさせていただきますので、団体としてエントリーいただくということは可能でございます。

○中尾委員 すいません、この1カ所というのは全国で1カ所ということですか。

○後藤看護サービス推進室長 全国で1カ所でございます。

○中尾委員 わかりました。

○国土部会長 東委員どうぞ。

○東委員 ありがとうございます。資料4の11ページ「2. 令和5年度予算事業」について質問いたします。前回のこの会議における在宅慢性期領域のデータとして、訪問看護ステーションのデータが数多く出されておりました。その在宅慢性期領域には、訪問看護ステーションだけではなく、介護老人保健施設や介護医療院といった介護保険ではあるけれども医療提供施設というところも対象であり、非常に重要なところだと考えていることから、介護老人保健施設や介護医療院における特定行為のニーズ調査ということをしていただけないのか、と意見をしたと記憶しております。その際他の委員からも、それは必要だご賛同いただいたと記憶しております。それを踏まえまして、今回の予算事業の中で介護老人保健施設や介護医療院等における看護師特定行為のニーズに関する調査の実施に関する予算措置というものはあるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○後藤看護サービス推進室長 ご質問ありがとうございます。前回の部会で、事務局といたしましてもそういった調査をということをお示ししておりますので、来年度の事業の中で実施したいという風に考えております。具体的には、13ページでございますけれども指導者育成という名称のものでちょっとわかりづらくて恐縮ですが、右側のほうに実態調査分析事業というものがございます。ここが、研修の課題等についての調査を実施するという予算の枠になっておりますので、こちらを活用して実施できればと考えております。

○東委員 ありがとうございます。是非調査をしていただいて、在宅慢性期領域における介護老人保健施設、介護医療院での看護師特定行為の拡充支援などにも取り組んでいただくことをお願いいたします。

○国土委員長 はい、ありがとうございます。他にご発言はございますでしょうか。中尾委員ですか。

○中尾委員 今の東先生のご発言に伴ってですが、資料2の6ページにちょっと戻っていただきますとこの1, 2, 3の3で、各都道府県に3番の一番上、ポツの一番上ですね、医療機関の看護師の特定行為の受講ニーズとありますが、ここに医療機関および介護施設、老



健とか介護医療院の看護師の特定行為への受講のニーズという風に考えてよろしいということですかね。

○後藤看護サービス推進室長 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。そうですね、こちらのタスクシフトシェアに資する目標とうことですがけれども、あの先生おっしゃいましたようにどの医療機関に限定されたものではございませんので、是非施設も含めて調査をしていただきたいと思います。国としては考えております。

○中尾委員 はい、ありがとうございます。

○国土部会長 はい、そのように確認いただいたということになります。他にいかがでしょうか。よろしいですかね。それではほかにご発言がないようでしたら、本日は制度の推進につながる多くの意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえて事務局は特定行為制度の推進に向けた調査の実施をお願いいたします。又その結果を踏まえて部会で議論ができるよう準備をお願いしたいと思います。以上で本日の予定の議題は全て終了いたしました。事務局から何かありますでしょうか。

○羽田看護サービス推進専門官 次回の本部会では引き続き特定行為制度の推進について御議論いただく予定でございます。次回開催が決まりましたらお知らせいたします。今回以降もどうぞよろしくお願いいたします。

○国土部会長 それではこれで医道審議会保健師助産師分科会看護師医道審議会第31回特定行為研修部会を終了いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。